

○珠洲市請負等業者選考委員会設置規程

昭和54年1月12日

訓令甲第1号

(設置)

第1条 本市の建設工事又は製造の請負（以下「工事等」という。）並びに測量、調査設計業務、建物管理業務等及び物品等の購入（以下「業務等」という。）を公正かつ適正に行うため、珠洲市請負等業者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(付議義務)

第2条 工事等の請負及び業務等の委託をさせようとするときは、主務課長は委員会に対し、請負又は委託の候補者の選定を求めなければならない。ただし、委員会の審議事項以外については、省略することができる。

(職務)

第3条 委員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 工事等の請負希望者及び業務等の受託希望者の資格を審査すること。
- (2) 1件の予定価格500万円以上の工事等に係る候補者を選定すること。
- (3) 1件の予定価格200万円以上の業務等に係る候補者を選定すること。

(組織)

第4条 委員会は、副市長、総務課長、企画財政課長、建設課長、産業振興課長、生活環境課長及び教育委員会事務局長をもって組織し、副市長を委員長とする。ただし、委員長が事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。

2 前条第2号及び第3号の審議を行う場合は、委員会に次の者を参加させることができる。

- (1) 当該請負及び委託の予算を主管する課長
- (2) 当該請負の監理、監督又は施行を担当する課長
- (3) その他委員長が必要と認める者

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、昭和54年1月1日から適用する。

附 則(昭和61年訓令甲第3号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成元年訓令甲第5号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年訓令甲第6号)

この訓令は、公表の日から施行し、この訓令による改正後の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成3年訓令甲第11号)

この訓令は、公表の日から施行し、この訓令による改正後の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成4年訓令甲第6号)

この訓令は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成6年訓令甲第2号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成13年訓令甲第3号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成15年訓令甲第1号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年訓令甲第2-2号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成17年訓令甲第2号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成18年訓令甲第2号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年訓令甲第3号)

この訓令は、公表の日から施行する。